

神奈川県地域福祉支援計画の改定について

1 改定の概要（案）

（1）改定の趣旨

地域共生社会の実現に向けた取組を推進し、「神奈川県地域福祉支援計画」と密接に関わる「かながわ高齢者保健福祉計画」や「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく基本計画、その他の福祉に関する個別計画と調和を図りつつ、第6期となる改定計画を策定する。

（2）計画の性格

社会福祉法第108条第1項に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的観点から、地域福祉推進のために市町村が策定する「地域福祉計画」の達成を支援するために策定する計画。

（3）計画期間

第6期計画は、令和9年度から令和14年度までの6年間（4年目に中間見直し）とする。

※期間を6年間として、他の計画の期間終了後となる4年目に中間見直しを行う。

○他の個別計画との比較

計画	期間	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
地域福祉支援計画	4年													
かながわ高齢者保健福祉計画	3年													
神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画	6年													
かながわ子ども・若者みらい計画	5年													
神奈川県保健医療計画	6年													
かながわ健康プラン21	12年													
かながわ自殺対策計画	5年													
神奈川県高齢者居住安定確保計画	10年													
かながわ教育ビジョン	概ね20年													

○地域福祉支援計画の過去の計画期間

計画	期間	策定状況
第1期計画	5年	平成17～21年度（3年目に中間見直しを実施）
第2期計画	5年	平成22～26年度（3年目に中間見直しを実施）
第3期計画	3年	平成27～29年度（当初計画期間の5年を3年に短縮）
第4期計画	3年	平成30～令和2年度（コロナの影響で5期計画の策定を2年先送り）
第5期計画	4年	令和5～8年度（2年目に見直しを実施）

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

(5) 計画改定の考え方とポイント

- ア 市町村への実態調査やヒアリングを実施し、新たな課題への対策や、より一層の対策が求められる事項の見直し、充実を図る。
- イ 他分野の福祉計画の上位計画として調和を図り、総合的に推進していくよう検討を行う。
- ウ 国の動向を踏まえ、今後想定される社会福祉法改正、成年後見制度見直し等への対応を検討する。

(6) トピックス

- ア 市町村による地域生活課題の解決に資する包括的な支援の体制整備に関する事項（重層的支援体制整備事業）
- イ 当事者目線に立った施策の展開
- ウ 頼れる身寄りのない高齢者等への対応（入院・入所等手続支援、死後事務支援）
- エ 災害に備えた福祉的支援の体制整備（DWAT（災害派遣福祉チーム））

2 改定計画の構成について（たたき台）

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨等

- (1) 計画改定の趣旨
- (2) 計画の性格
- (3) 計画の基本目標
- (4) 計画の期間

2 「地域福祉」に関する県の考え方

3 圏域の設定

第2章 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化

- 1 人口・世帯構造の変化
- 2 高齢者の状況
- 3 子どもを取り巻く状況
- 4 障がい者の状況
- 5 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待等の状況
- 6 生活困窮者等の状況
- 7 地域における支え合いの状況
- 8 外国人数の増加
- 9 バリアフリーの街づくり
- 10 災害対策
- 11 地域福祉に関わる制度の主な動向

ポイント 子ども基本法（令和5年4月施行）等
神奈川県子ども目線の施策推進条例（令和7年4月施行）

ポイント 孤独・孤立対策推進法（令和6年4月施行）
女性支援新法（令和6年4月施行）
バリアフリー法の改正（令和7年6月施行）
手話施策推進法（令和7年6月施行）
社会福祉法の改正（令和9年4月施行予定）

第3章 今後取り組むべき重点事項と本計画の施策体系

- 1 地域福祉をめぐる課題
- 2 今後取り組むべき重点事項
- 3 本計画の施策体系

第4章 施策の展開

ポイント 現行計画の3つの大柱は「ひとづくり」、「地域（まち）づくり」、「しくみづくり」は踏襲

ポイント 各施策に市町村における取組事例を掲載

1 ひとづくり

小柱（支援策）は、今後検討

ポイント 平時からの災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制づくり、研修等を記載

2 地域（まち）づくり

小柱（支援策）は、今後検討

ポイント 頼れる身寄りのない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について記載

3 しくみづくり

小柱（支援策）は、今後検討

ポイント 包括的な支援体制の整備の推進（重層的支援体制整備事業）

第5章 計画の推進体制

- 1 推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 新たな動きへの対応と県社会福祉審議会等への報告

第6章 資料

3 改定計画に盛り込む事項について

（1）当事者目線の障がい福祉

- ・「大柱1 ひとづくり」で将来展望やあり方を記述

（2）災害に備えた福祉的支援体制について

- ・「大柱2 地域（まち）づくり」に県地域福祉課内に災害福祉グループが発足したことや平時からの災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制づくりや取組を記述

（3）頼れる身寄りのない高齢者等への対応

- ・「大柱3 しくみづくり」に本取組を位置づける

(4) 包括的な支援体制の整備

- ・「大柱3 しくみづくり」に本事業を位置づける

(5) 新たな課題への対策や、より一層の対策が求められる事項の見直し、充実

- ・市町村実態調査の結果を各大柱に反映させる。

4 今後取り組むべき重点事項について（たたき台）

上記「2 改定計画の構成について（たたき台）」の「第3章 今後取り組むべき重点事項等への対応」に位置付ける内容

現行計画（5期）		次期改定計画（6期）
(1) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成		検討中
(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成		
(3) 福祉介護人材の確保・定着対策の推進		
(4) 地域における支え合いの推進		
(5) 当事者の目線に立ったその人らしく暮らすことができる地域づくり		
(6) バリアフリーのまちづくりの推進		
(7) 災害時における福祉的支援の充実		
(8) 一人ひとりの状況に応じた適切な支援		
(9) 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実		
(10) 生活困窮者等の自立支援		